

別紙2 担当業務数の緩和

① 配置予定の管理技術者（管理補助技術者を含む）が入札しようとする業務も含め担当できる業務数の適用表

		配置予定の管理技術者が契約締結から履行期間中において 管理技術者として担当している業務(いわゆる手持ち業務) (公的発注機関が発注する全ての業務、ただし100万円以下または随意契約の業務を除く)				備考
		測量、建築設計、補償コンサルタント業務である場合		建設コンサルタント業務、地質調査業務及びこれらを含む業務である場合		
		県発注業務 有り	県発注業務 無し	原則	低入札により落札した県 発注業務を含む場合	
入 札 し よ う と す る 業 務	測量、建築設計、補償 コンサルタント業務	管理技術者として 5件以下				従前どおり
	建設コンサルタント業務、地質調査業務及び これらを含む業務※2	管理技術者 として 5件以下	担当技術者※1も含め 10件以下		管理技術者として 5件以下	一部緩和
	いずれの業種にあっても 低入札の場合	管理技術者として 5件以下				従前どおり

※1 担当技術者としての従事する業務の業種は問わない。

※2 「これらを含む」とは、測量調査設計業務など業種に「建コン」または「地質」を含む業務を指す。

② 想定パターン

ケ ー ス ①	管理技術者A					
	業務名	業種	役割	入札方式等	発注機関	県低入札
	業務A	測量	管理	一般	宮城県	○
	業務B	建コン	担当	一般	宮城県	-
	業務C	建コン	管理	随契	他県	-
	業務D	測量	管理	指名	他県	-
	業務E	測量	管理補助	一般	宮城県	×
	業務F	地質	担当	一般	宮城県	×
管理技術者		手持ち件数3件(低入札県業務あり)				

測量、建築設計、補償コンサルタント業務は
2件受注可能

建設コンサルタント業務、地質調査業務は
2件受注可能

(従前の規定どおり)

⇒管理技術者として県発注の測量業務（補償・建築）が手持ちに含まれる場合は、管理技術者として5件までしか受注できない。

ケ ー ス ②	管理技術者B					
	業務名	業種	役割	入札方式等	発注機関	県低入札
	業務A	地質	担当	一般	宮城県	×
	業務B	測量	管理	一般	国	-
	業務C	建コン	担当	指名	他県	-
	業務D	建コン	管理	指名	他県	-
	業務E	地質	担当	100万以下	宮城県	×
	業務F	建コン	管理補助	一般	宮城県	×
	業務G	建コン	管理	随契	他県	-
	業務H	建コン	管理	一般	市町村	-
	業務I	測量	担当	一般	他県	-
	業務J	建コン	担当	一般	宮城県	×
	業務K	建コン	管理	一般	宮城県	×
管理技術者		手持ち件数5件(低入札県業務なし)				
管理+担当		手持ち件数9件				

測量、建築設計、補償コンサルタント業務は
受注できない

建設コンサルタント業務、地質調査業務は
1件受注可能
※担当技術者の業種は問わない

⇒管理技術者として手持ち件数が5件でも、県以外の測量業務（補償・建築）又は建設コンサルタント・地質調査業務のみであれば、担当技術者も含めて10件まで受注が可能。

		管理技術者C					
		業務名	業種	役割	入札方式等	発注機関	県低入札
ケース③	業務A	地質	担当	一般	宮城県	×	
	業務B	測量	管理	一般	国	—	
	業務C	建コン	担当	指名	他県	—	
	業務D	建コン	管理	指名	他県	—	
	業務E	地質	担当	100万以下	宮城県	×	
	業務F	建コン	管理補助	一般	宮城県	×	
	業務G	建コン	管理	随契	他県	—	
	業務H	建コン	管理	一般	市町村	—	
	業務I	測量	担当	一般	他県	—	
	業務J	建コン	担当	一般	宮城県	×	
	業務K	建コン	管理	一般	宮城県	○	
	管理技術者		手持ち件数5件(低入札県業務あり)				
	管理+担当		手持ち件数9件				

測量、建築設計、補償コンサルタント業務は
受注できない

建設コンサルタント業務、地質調査業務は
受注できない

※担当技術者の業種は問わない

⇒ただし、手持ち業務がケース②と同じ状況でも、低入札の県発注業務が含まれる場合は、業種を問わず、5件までしか受注できない。

- ※令和4年度以前の担当業務数の条件で契約した、管理技術者又は管理補助技術者として配置されている手持ち業務が5件ある場合にも、担当技術者としての手持ち業務を含めて10件未満であれば、緩和後の条件で公告される業務に、管理技術者又は管理補助技術者として6件目として参加することを可能とします。
- ※制度改正の措置として、担当技術者を含めた担当業務数が既に11件以上であっても、10件以下になるように手持ち件数の制限を求めるものではありません。
- ※測量設計業務など、緩和対象となる業種（建設コンサルタント又は地質調査）を含む業務である場合は、測量業務であっても緩和の対象とします。